

第30号)第40条第2項第1号に規定する「3年以上介護等の業務に従事した者」と同様とし、その具体的取扱いについては、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日社庶第29号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知)の別添2「介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等」を参考とされたい。
なお、3年間の実務経験の要件が達成された時点と2級課程の研修了時点との前後関係は問わないものであること。

また、介護等の業務に従事した期間には、ボランティアとして介護等を経験した期間は原則として含まれないものであるが、特定非営利活動法(平成10年法律第1号)に基づき設立された特定非営利活動法人が法第70条第1項の規定に基づき訪問介護に係る指定制を受けている又は受けることが確実に込まれる場合であつて、当該法人が指定制を受けていることを予定している訪問介護と、それ以前に行つてきた事業とに連続性が認められるものについては、例外的に、当該法人及び法人格を付与される前の当該団体に所属して当該事業を担当した経験を有する者の経験を、当該者の3年の実務経験に算入して差し支えないものとす。

なお、この場合において、介護福祉士国家試験の受験資格としても実務経験の算入を認められたものと解してはならないこと。

⑤ 2級課程の研修を修了した者であつて、3年以上介護等の業務に従事したものをサ一ビス提供者とするとする取扱いは暫定的なものであることから、指定訪問介護事業者は、できる限り早期に、これに該当するサ一ビス提供者に1級課程の研修を受講させ、又は介護福祉士の資格を取得させよう努めなければならぬこと。

(18) 勤務体制の確保等

基準第30条は、利用者に対する適切な指定訪問介護の提供を確保するため、職員の勤務体制等に留意する必要がある。

①、② (略)

③ 同条第3項は、当該指定訪問介護事業所の従業員等が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。

特に、訪問介護員のうち、3級課程の研修を修了した者について、身体介護を担当することは、暫定的な措置であることにかんがみ、できる限り早期に2級課程の研修を受講させ、又は介護福祉士の資格を取得させるよう努めなければならないこと。

4 基準該当訪問介護に関する基準

(1) ~ (3) (略)

(4) 同居家族に対するサービス提供の制限

基準第42条の2は、同条第1項各号に定める場合に限る、同居家族である利用者に対するサービス提供を例外的に認めることを定めたものである。

特に、同条第1項第1号にあり、離島、山間のへき地その他の地域であつて、指定訪問介護による訪問介護だけでは必要な訪問介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めた地域において認められる点に留意するとともに、当該地域に於いて次に掲げるものに留意することとする。

- ① 市町村は、同居家族に対する訪問介護を行うこととする訪問介護員等が所属する訪問介護事業所から、居宅サービス計画の写し等、同居家族に対する訪問介護が認められるための要件が満たされていることを確認できる書類を届け出させ、これに基づき基準該当居宅サービスとしての実施を認めるものとす

(18) 勤務体制の確保等

基準第30条は、利用者に対する適切な指定訪問介護の提供を確保するため、職員の勤務体制等に留意する必要がある。

①、② (略)

③ 同条第3項は、当該指定訪問介護事業所の従業員等が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。

4 基準該当訪問介護に関する基準

(1) ~ (3) (略)

る。
② 市町村は、いったん認められた同居家族に対する訪問介護について、事後的にその要件を満たしていないと認めるときは、保険給付を行わず、又は既に行っていた保険給付の返還を求めるとする。

③ 市町村は、基準第42条の2第1項各号に規定する要件に反した訪問介護が行われている場合は、是正の指導のほか、当該同居家族に対して行われている居宅サービスとして、当該訪問介護員等による訪問介護のほか、他の居宅サービスが適切に組み合わされているかどうか等点検し、状況に応じて必要なる助言を当該同居家族及び基準該当訪問介護事業者に対して行うものとする。

④ 基準第42条の2第1項第5号に規定する、訪問介護員等が同居家族の訪問介護に従事する時間の合計時間が当該訪問介護員等が訪問介護に従事する時間の合計時間のおおむね2分の1を超えないという要件は、「同居家族の訪問介護が「身内の世話」ではなく、「訪問介護事業所の従業者による介護」として行われることを担保する趣旨で設けられたものであるが、こうした趣旨を踏まえつつ、当該市町村の訪問介護の基盤整備の状況など地域の実情に応じて、当該要件をある程度の幅をもって運用することとは差し支えないものとする。

(5) 運営に関する基準
基準第43条の規定により、基準第15条、第20条第1項、第25条及び第36条第3項を除き、指定訪問介護に準用されるものため、第3の3の(1)から(5)までの及び(7)から(25)までの(10)の①を除く。)を参照されたい。この場合において準用される基準第20条第2項の規定は、基準該当訪問介護事業者が利用者から受領する利用料について、当該サービスが結果的に保険給付の対象となるときは、

(4) 運営に関する基準
基準第43条の規定により、基準第15条、第20条第1項及び第36条第3項を除き、指定訪問介護に準用されるものため、第3の3の(1)から(5)までの及び(7)から(25)までの(10)の①を除く。)を参照されたい。この場合において準用される基準第20条第2項の規定は、基準該当訪問介護事業者が利用者から受領する利用料について、当該サービスが結果的に保険給付の対象となるときは、

用が居室を除き可能であること、廊下は車椅子での円滑な移動が可能な廊下幅であればよいこと等、指定短期入所生活介護の基準との相違点に留意する。

② この省令の施行の際現に存する老人短期入所事業を行っていている施設若しくは老人短期入所施設（基本的な設備が完成されているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）又は老人短期入所事業に相当する事業の用に供する施設若しくは老人短期入所施設に相当する施設（この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、設備基準のうち一の居室の定員に関する基準（4人以下）利用者1人当たりの床面積に関する基準（10.6平方メートル以上）、食堂及び機能訓練室の面積に関する基準（3平方メートル）に利用定員を乗じて得た面積以上）を適用しないものである。（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成12年厚生省令第37号）附則第2項による経過措置）

(4) 運営に関する基準

基準第140条の8の規定により、基準第9条から第13条まで、第16条、第19条、第21条、第26条、第32条から第35条まで、第36条第1項及び第2項、第37条から第39条まで、第52条、第101条、第103条、第104条、第120条並びに第4節（第127条第1項及び第140条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業に準用されるものであるため、第3の3の(2)から(5)まで、(9)、(11)、(14)、(20)から(25)まで、第4の3の(4)、第8の3の(5)、(6)及び(7)並びに第10の3を参照されたい。この場合において、準用される基準第127条第2項の規定は、基準該当短期入所生活介護事業者が利

用者から受領する利用料について、当該サービスが結果的に保険給付の対象となる場合もならない場合も、特例居室介護サービス費又は特例居室支援サービス費を算定するための基準となる費用の額（100分の90を乗ずる前の額）との間に不合理な差額が生じることとを禁ずることにより、結果的に保険給付の対象とならないサービスの利用料と、保険給付の対象とならないサービスの利用料との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けることを禁止する趣旨である。

なお、当該事業所による短期入所生活介護が複数の市町村において基準該当短期入所生活介護と認められる場合には、利用者の住所地によって利用料が異なることは認められないものである。